



交通事故のない安全安心なまちを目指し、市や関係団体では、市民の皆様とともに交通事故撲滅に向けた取り組みを進めています。

主な取り組み

- **交通安全思想の普及徹底**(交通安全教育の普及啓発活動の推進ほか)
 - **安全運転の徹底**(運転者教育の充実)
 - **道路交通環境の整備**(道路整備や効果的な交通規制ほか)
 - **車両の安全性の確保**(点検整備の推進ほか)
 - **道路交通秩序の維持**(交通指導の徹底ほか)
 - **救助や救急体制の整備**(応急手当の普及ほか)
- その1 自転車の利用

社会問題になっています。
ご注意ください

TOPIC **子どもの安全を守るため運転研修**



スクールバスや給食配送車の運転手を対象とした安全運転研修を夏休み中に行いました。これは高山自動車学校の協力を得て行ったもので、当日は32人の運転手が実技研修や適性検査など、教習所ならではのプログラムを実施。参加した運転手は「日々の運転を振り返る貴重な機会。危険箇所を再確認し、今後の運転に生かします」と話していました。

問合せ 教育総務課 ☎35-3153

自転車は身近な交通手段ですが、近年、ルールを守らない危険な利用実態が問題となっています。自転車を利用する時は、歩行者への思いやりを忘れず、正しい交通ルールとマナーを心がけるとともに、自転車の安全点検を行ったり、反射材を装着するなど事故防止に努めましょう。

■ 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄り
- 4 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止 安全確認
 - 5 子どもはヘルメットを着用
- その2 危険ドラッグの使用しての運転**
- 正常な運転ができなくなる恐れのある「危険ドラッグ」を使用しているの運転は絶対にやめましょう。「危険ドラッグ」を使用している運転手を見聞きした際は、遠慮せず最寄りの警察署へ通報してください。

問合せ 市民活動推進課 ☎35-13412

家庭ごみの豆知識

その4 よくある質問にお答えします

問合せ 資源リサイクルセンター ☎35-1244

Q 家電リサイクル法対象品の処分はどうすればいいの？

A テレビ、エアコン、冷蔵・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は家電リサイクル法対象品です。これらはメーカーに引き渡します。市では処分できません。処分方法は次の3つです。

処分方法	料金や手続き
購入した家電販売店に依頼	リサイクル料金と運搬料が必要です。支払方法は業者にご確認ください。
一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼	
指定引き取り場所に持ち込み	リサイクル料金が必要です。持ち込む前に郵便局で家電リサイクル券を購入してください。

※リサイクル料金(リサイクル券)は家電の種類やメーカーにより異なります。購入時に確認してください。

Q 粗大ごみを出すにはどうすればいいの？

A 市推奨袋に入りきれない粗大ごみは、お住いの地域ごとに決められた「粗大ごみ戸別収集」を利用いただくか、資源リサイクルセンターや久々野クリーンセンターに直接持ち込みとなります。いずれも有料です。

●各地域の戸別収集

電話で予約します。その際に、粗大ごみの種類や数量、氏名、住所、連絡先をお伝えください。

- ◆高山 ☎35-4530 ◆丹生川 ☎78-1111
- ◆清見 ☎68-2211 ◆荘川 ☎05769-2-2211
- ◆一之宮・久々野・朝日・高根 ☎52-2378
- ◆国府 ☎72-3111
- ◆上宝・奥飛驒温泉郷 ☎0578-86-2111

※予約時に収集日をお知らせしますので、「粗大ごみ処理券(500円+消費税)」を1点につき1枚貼り、収集日の午前8時30分までに玄関先へ出してください。

※処理券は生活環境課、各支所などにあります。